

IFRS 第 10 号の支配概念の具体的な適用

- 潜在的議決権の取扱い -

1. 概要

- 連結プロジェクトでは、最初に、我が国の連結の範囲に関する会計基準の検討の範囲を SPE の連結に限定するか（2009 年 2 月論点整理参照）すべての会社とするかを検討することとしている。それらの検討を行うにあたっては、我が国の会計基準と IFRS 第 10 号の差異、仮に IFRS 第 10 号の考え方を採用した場合の影響度合いを概括的に把握することが必要となる。

したがって、特別目的会社専門委員会では、それらの重要な差異を個別に取り上げて内容を確認し、その比較検討を行っている。

- この差異について、第 229 回企業会計基準委員会では、事業を営む典型的な企業に関する論点を中心に、次の個別項目の比較検討を取り扱った。

概要（議決権が過半数の場合の取扱い等）

議決権の過半数に満たない場合の取扱い（事実上の代理人の取扱いを含む）

- 本資料では、事業を営む典型的な企業に関連するもう一つの重要な差異項目として、潜在的議決権（potential voting right）の取扱いに焦点を当て、比較検討を行っている。

- 潜在的議決権の取扱いの検討に際しては、IFRS 第 10 号の適用指針におけるパワーの評価に関する部分が特に関係する（以下の網掛けを付した部分）。

適用指針の構成	条項
(1) 目的及び設計	B5-B8
(2) パワー	B9-B54
● 関連性のある活動及びその指図	B11-B13
● パワーを与える権利（実質的な権利、防御的な権利）	B14-B33
● 議決権（過半数を伴わない場合、潜在的議決権等）	B34-B50
● 議決権等が投資先のリターンに重要な影響を及ぼさない場合のパワー	B51-B54
(3) 変動リターンに対するエクスポージャー又は権利	B55-B57
(4) パワーとリターンとの関係（代理人関係）	B58-B72
(5) 他の当事者との関係	B73-B75
(6) 特定資産の支配	B76-B79

審議事項（１）

- 今回の専門委員会では、この潜在的議決権の取扱いに関する本資料の比較検討の内容について、ご意見を伺いたい。また、今後の検討に際し、追加すべき分析等があればご意見を頂きたい。
- なお、その他の重要な差異である代理人の取扱いや議決権が決定的要因とならない場合の取扱い（いわゆる SPE の取扱い）などの検討は次回以降、個別に行う予定である。

2. IFRS 第 10 号における取扱い（概要）

- 潜在的議決権¹の取扱いについて、IFRS 第 10 号の主な変更点と日本基準との相違の概要は以下のとおり。

（比較概要）

IAS 第 27 号	IFRS 第 10 号	日本基準
1) 支配の判定に際して潜在的議決権の存在の考慮が必要（他の当事者保有分の考慮も必要）	1) 同左	1) 左記のような定めはなく、 <u>通常、潜在的議決権は支配の判定に際して考慮されない。</u>
2) <u>現在行使可能であれば、支配の考慮要因となる</u> ²	2) <u>実質的な権利であれば、支配の考慮要因となる</u>	

- IFRS 第 10 号では、「支配」及び「パワー」について次のように定めている。

「支配」

投資者は、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、投資先に対するパワーにより当該リターンに影響を与える能力を有している場合には、投資先を支配している。（6 項）

「パワー」

投資者は、関連性のある活動（すなわち、投資先のリターンに重要な影響を及ぼす活動）を指図する現在の能力を与える既存の権利を有している場合には、投資先に対するパワーを有している。（10 項）

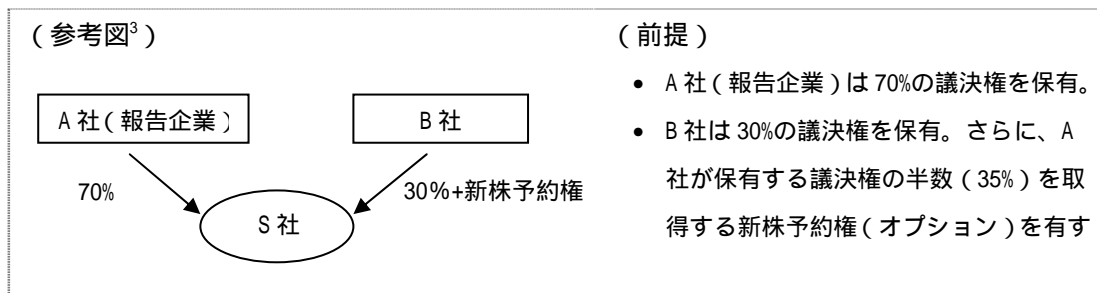
- 上記のように「パワー」は、活動を指図する「現在の能力 (current ability)」であり、当該能力は、何らかの既存の権利 (right) から生じるとしている（後述参照）。
この既存の権利の例に、潜在的議決権も挙げられている。（B14-B15 項）
- この潜在的議決権は、「実質的な権利 (substantive right)」である場合にのみ考慮される（すなわち、「現在の能力」となり得る）。（B22 項）

¹ 潜在的議決権とは、投資先の議決権を獲得する権利である。例えば、転換金融商品又はオプションから生じるものであり、先渡契約から生じるものも含まれる（B47 項）。

² IAS 第 27 号では、報告企業に潜在的議決権を与えるオプション等が現在行使可能である場合、それを現在の議決権であるかのように扱うことを求めており、経営者の意図及び当該権利を行使又は転換する財務的能力を除き、すべての事実及び状況を考慮する必要があるとされている。

（具体的な適用の流れ）

- 例えば、次のような例では、適用指針に照らし、A社ではなくB社がS社を支配していると結論付ける可能性がある。



適用指針では、潜在的議決権について、自らの保有分だけでなく、他の当事者の保有分も考慮し、自らがパワーを有しているかどうか決定するとしている（B47項）。

A社は、自らは潜在的議決権を有していないが、支配の判定に際し、B社の新株予約権を考慮する必要がある。



潜在的議決権は、その権利が実質的である場合にのみ考慮される（B47項）。

B社の新株予約権が実質的な権利であるか、B22-B25項（別紙2）に照らし検討。



当該金融商品（及び他の関与）の目的とデザインを考慮する（B48項）⁴

B社の新株予約権の契約条件や、当該契約条件の合意についてのB社の明白な期待や動機、理由を考慮する。



潜在的議決権の保有者が、議決権や他の意思決定権も保有している場合には、それらの組合せで、投資者にパワーを与えているか評価する（B49項）。

B社の議決権と新株予約権を組合せて、B社がパワーを有しているか評価する。B50項（別紙2）に照らし、30%の議決権と35%の議決権を取得する実質的な新株予約権の組合せにより、B社が現在の能力を得ている可能性が高いといえる。



連結財務諸表の作成に際し、親会社と非支配持分に配分する純損益の割合は、現在の所有持分のみに基づき決定し、潜在的議決権の行使の可能性は考慮しない⁵（B89項）。

³ IFRS第10号の適用例（設例9）をもとに、一部修正して作成した設例である。

⁴ 権利が実質的かの判定には判断が必要だが、潜在的議決権は理由があって存在しているはずであり、契約条件がその理由を反映しており、その目的とデザインの考慮が判断に役立つはずとしている（BC123項）

⁵ IFRS第10号適用指針では、潜在的議決権を有する場合の会計処理について定めている。これはIAS第27号における取扱いを変更するものではないとされている（BC154項）。

3. 実質的な権利の判定

- 支配の判定に際し、潜在的議決権は、実質的な権利である場合に考慮される。IFRS 第10号では、権利が実質的であるかどうかを判断するための次の指針を提供している。

権利が実質的であるためには、保有者がその権利を行使する実際上の能力 (practical ability) を有している必要がある。(B22 項)

権利が実質的かを決定するには、あらゆる事実及び状況を考慮に入れた判断が必要。決定に際し、考慮すべき要素として次がある（これに限定されない）。(B23 項)

要因	例
権利行使を妨げる障害があるか	<ul style="list-style-type: none"> • 権利行使を妨げる財務的なペナルティ又はインセンティブ • 権利行使を妨げる行使価格又は転換価格 • 行使期間の制限など、行使可能性を低くする契約条件 • 権利行使を認める明示的・合理的な仕組みの欠如（投資先の設立文書や法規制などにより） • 権利行使に必要な情報を獲得する能力の欠如 • 権利行使を妨げる運営上の障害又はインセンティブ（現職の管理者によるサービス等を提供できる他の者の不在）
複数の当事者の同意が必要な場合に、権利行使の実際的な能力を有しているか	<ul style="list-style-type: none"> • 必要な場合に、共同で行使する実際的な能力を提供する仕組みが無ければ、実質的でない可能性を示唆する • 権利行使への同意が必要な当事者が多いほど、実質的な権利である可能性は低くなる
権利行使により保有者が便益を得るか	<ul style="list-style-type: none"> • 潜在的議決権の場合の行使価格や転換価格の考慮 • イン・ザ・マネーの状態や行使により他の便益（シナジー）などを得られる場合、権利は実質的となる可能性が高い

参考資料(1)の以下の適用例 ~ を参照

権利が実質的であるためには、関連性のある活動の指図に関する決定を必要とすに行使できることも必要。通常、現在行使可能であるとよいが、場合によっては、現在行使可能でなくとも、実質的な権利となり得る。(B24 項)

参考資料(1)の以下の適用例 ~ を参照。

4. 日本基準における取扱い

- 潜在的議決権の考慮を求める具体的な定めはなく、通常、潜在的議決権は支配の判定に際して考慮されない⁶。
- 2009年2月に公表した論点整理では、潜在的議決権について明示的に取り扱っていなかったが、寄せられたコメント等を踏まえ、2009年9月の第185回企業会計基準委員会では、潜在的議決権も含め、次の方向で進めることが議論されていた。

< 連結範囲について >

- 論点整理では、現行のパワーを基礎とする支配の定義にリターンの要素を加え、IASBの公開草案と同じ定義としている。

そのうえで、国際的な会計基準の動向を踏まえ、次の方向で検討してはどうか。

事業を営む典型的な企業（議決権を中心としたパワー及びリターンがある場合）については、我が国では議決権比率50%以下の場合の連結について「緊密な者」、「同意している者」等の考え方による運用がすでに広くなされていること、今回の検討の主目的が特別目的会社への対応であることを踏まえ、現行基準の適用の仕方を、原則的に踏襲することとしてはどうか。

ただし、転換権などのオプションの取扱いについては、IASBの今後確定される取扱いとコンバージェンスする方向で検討してはどうか。

- ただし、その後、SPEの取扱いの短期的な改善作業に焦点が当てられたため、この論点についての議論は行われていない。

5. 米国基準における取扱いと検討状況

- FASBは、2009年10月以降、IASBとの間で、連結に関する共同の審議を行っていた。しかし、2010年11月の米国における円卓会議を経て、IASBの決定に米国関係者が強く反対していることなどを踏まえ、検討の結果、2011年1月に、次を決定している。
 - (a) 議決権を伴う企業（voting interest entities）と変動持分事業体の双方に適用されることになる単一の支配に基づく連結モデルの開発を行わない。
 - (b) 「実質的支配（effective control）」の概念を導入するための議決権を伴う企業の連結に関連する指針の修正を行わない。他の株主の所有と比較した企

⁶ ただし、「緊密な者」に該当する可能性はある。適用指針第9項では、一般的に緊密者に該当する例を挙げているが、それ以外でも、出資、人事、資金、技術、取引等における両者の関係状況からみて、自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者は、「緊密な者」に該当することに留意する必要がある、とされている。

業の少数株主の議決権の所有や他の株主の分散状況は、それ自体、企業のパワーに決定的なものでない。

- (c) 潜在的議決権（オプションや転換金融商品）を、他の議決権を伴う企業を支配しているかどうかについての報告企業の分析に取り入れない。

6. 比較検討

- 我が国では、潜在的議決権を伴う商品としては、新株予約権、新株予約権付社債（ワラント債、転換社債型新株予約権付社債）、優先株式（取得請求権付株式、取得条項付株式）などがある。
- 日本基準では、潜在的議決権は、通常、支配の判定に際して考慮されない。しかしながら、何ら考慮することなく支配の有無を結論付けることが、常に経済性を適切に反映した結果になるとは限らない可能性がある（例えば、ディープ・イン・ザ・マネーの状態、他に権利行使の障害のないオプションが付与されている場合など）。
- 潜在的議決権の保有を通じて、意思決定機関を保有者の希望に沿って行動するよう指図できる状況があれば、当該保有者が他の企業の支配を有するということが適切といえる場合もあり得ると考えられる。
- IFRS 第 10 号では、潜在的議決権を伴う金融商品が、常に支配を与える、又は常に与えないとすることは、不適切な結果をもたらす可能性があるとし、潜在的議決権が実質的なものである限り、関連性のある活動を指図する現在の能力を構成し、パワーの要素となり得ると結論付けている。
- 一方、潜在的議決権はあくまで将来時点の権利行使によりその時点で議決権を獲得する権利であって、他の企業による支配を妨げる権利にあたるとしても、議決権の保有とは性質が異なり、自らが支配しているかどうかという観点からは、議決権と同等の権利とみなして支配の判定を行うことは必ずしも適当でないとする見方もある。
- また、適用に際して、他の当事者の保有分まで含め、潜在的議決権が実質的なものであるか、実質的なものである場合に、どのように考慮するかの判断は実務上困難な可能性がある。
- 上記のような比較検討を考慮し、我が国における潜在的議決権の取扱いについて方向性を検討していく必要があると考えている。

- なお、第 68 回特別目的会社専門委員会（7 月 20 日開催）において、この論点を取り上げ、審議を行っている。専門委員からは主に次のような意見があった。

（適用の困難性について）

- ✓ 連結回避の意図を防止するという観点からは潜在的議決権の取扱いについて一定の理解もできるが、各適用例からだけでそれを理解するのは困難。
- ✓ 適用例 では、議決権以外に、投資先の事業との関連性やシナジーの実現を踏まえて判断するとされているが、ここまで考慮した判定は実務上困難であろう。
- ✓ 適用例の事案の差異は、アウト・オブ・ザ・マネーの程度にすぎないように見え、実質的な権利の有無の判定は難しく、設定自体に無理があると感じる。
- ✓ 事実上の代理人の保有分などまで考慮した判定が必要だとなると、実務への適用は相当ハードルが高く感じる。

（対象について）

- ✓ 我が国では、金融機関の再生案件などを除けば、該当する事例は少ないのではないか。

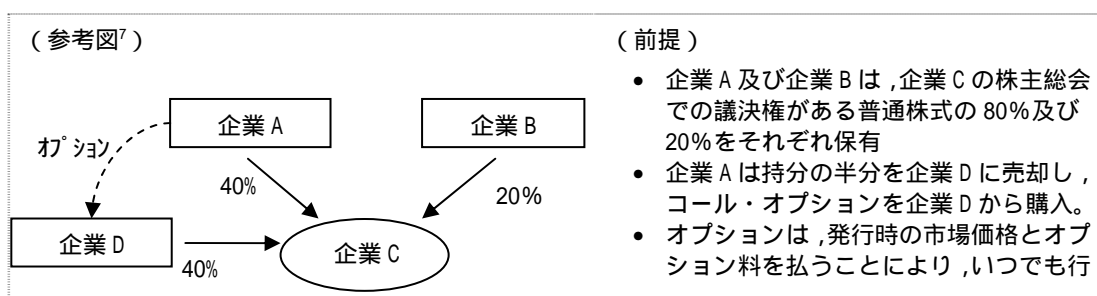
（会計処理について）

- ✓ 連結の会計処理に際しては、潜在的議決権考慮後でなく、現在の所有持分で行うとされているが、それが必然か疑問。
- ✓ 潜在的議決権の行使時点で負ののれんが大きく発生する可能性もあり、会計処理については別途定めておく必要があるのではないか。

以上

別紙１：IFRS 第 10 号における潜在的議決権に関する検討の経緯

- 潜在的議決権の取扱いは、IFRS 第 10 号の検討過程で、次の 2 つの観点から検討された（BC115 項）。
 - 潜在的議決権の保有により、保有者は、投資先のリターンに重要な影響を及ぼす活動を指図する現在の能力を得られるか
 - 得られるとすれば、どのような場合に当該能力を得られるか
- 潜在的議決権は、その行使により、関連性のある活動を指図するための議決権を取得し、「介入（step in）」できることになる契約上の権利である。
 - 上記 について、IFRS 第 10 号では、IAS 第 27 号と同様、潜在的議決権は、その保有者に現在の能力（パワー）を与え得るとし、支配の判定に際して考慮が必要であるとしている。
 - これは、潜在的議決権を伴う金融商品が、常に支配を与える、又は常に支配を与えないと結論付けることは、不適切な連結の決定を引き起こすこととなることためとされている（BC119-BC120 項）。
- 上記 については、IFRS 第 10 号では、IAS 第 27 号と異なり、潜在的議決権が実質的な権利である場合に、考慮するとしている。（B47 項）
- IAS 第 27 号では、次のような取扱いが定められていた。
 - ◇ 現在行使可能又は転換可能な潜在的議決権の存在及び影響を考慮する。
 - ◇ 権利行使に関する経営者の意図と財務的能力を除く、潜在的議決権に影響を及ぼすすべての事実及び状況を検討する。
 - ◇ IAS 27 の適用ガイダンス（IE）に含まれている設例では、他の企業の議決権を獲得する現在行使可能なオプションの保有者は、当該オプションの行使により、他の企業を支配する十分な議決権を獲得することとなる場合には、支配の定義におけるパワーの要素を満たすと例示している。



⁷ IAS 第 27 号適用ガイダンス 設例 1 より。

使でき、行使されれば企業 A は従来の
80%の所有持分と議決権を得る

- オプションはアウト・オブ・ザ・マネー
だが、現在行使可能である。

（判定）

- 当該オプションを企業 A は今すぐ行使でき、企業 A は企業 C の営業・財務の方針を引き続き決定するパワーを有す。
- IAS 第 27 号第 13 項が定める他の要因とともに潜在的議決権の存在を考慮し、企業 A は企業 C を支配していると判断される。

- これに対し、IFRS 第 10 号では、潜在的議決権をどのような場合に考慮すべきかについて、次のような 3 つの案が検討され、案 A が採用されている⁸。

案 A 潜在的議決権が実質的である場合に考慮する（例えば、行使価格やその他の条件などから権利行使を妨げる障害があるかどうか、など）

案 B 潜在的議決権が現在行使可能又は転換可能なものである場合に考慮する

案 C 潜在的議決権が名目価額で現在行使可能又は転換可能である場合に考慮する

- 権利が実質的である場合に考慮するとし、どのような場合に権利が実質的となるかの判断に役立つガイダンスと適用例を提供している。これにより、支配モデルの適用に際しての解任権の取扱いや議決権が過半数に満たない場合の取扱いとも整合するとしている。（BC121-BC122 項）
- なお、IFRS 第 10 号の検討過程では、市場の状況の変化（すなわち、株価の変動）によって（例えば、行使価格・転換価格に照らし、イン・ザ・マネーとなるか、アウト・オブ・ザ・マネーとなるか）によって、支配の判定が頻繁に変更されるのではないかという懸念が挙げられたが、IFRS 第 10 号では、それは考慮すべき 1 つの要因であるが、権利が実質的であるかどうかの判定にはさまざまな要因の考慮が必要であり、市場の状況の変動だけでは、通常は、連結の範囲の変更とならないと説明されている（BC124 項）。

⁸ 2010 年 3 月 IASB スタッフペーパー 8B 参照。

別紙２：IFRS第10号からの関連する適用指針の抜粋

投資者に投資先に対するパワーを与える権利

- B14 パワーは権利から生じる。投資先に対するパワーを有するためには、投資者は、関連性のある活動を指図する能力を投資者に与える既存の権利を有していなければならない。投資者にパワーを与える可能性がある権利は、投資先ごとに異なる可能性がある。
- B15 単独で又は組合せにより、投資者にパワーを与える可能性のある権利の例として、次のものがあるがこれらに限らない。
- (a) 投資先の議決権（又は潜在的議決権）の形をとる権利（B34項からB50項参照）
 - (b) 投資先のリターンに重要な影響を及ぼす能力のある投資先の経営幹部のメンバーの選任、職務変更又は解任を行う権利
 - (c) 関連性のある活動を指図する別の企業を指名又は解任する権利
 - (d) 投資者の便益のために、取引への参加を投資先に指図するか、又は取引の変更を拒否する権利
 - (e) その他の権利で、関連性のある活動を指図する能力を保有者に与えるもの（管理契約で特定された意思決定権など）

実質的な権利

- B22 投資者は、パワーを有するかどうか評価する際に、投資先に関連する実質的な権利（投資者やその他が保有する）のみを検討する。権利が実質的であるためには、保有者がその権利を行使する実際上の能力を有していなければならない。
- B23 権利が実質的かどうかを決定するには、すべての事実及び状況を考慮に入れた判断が必要である。その決定を行う際に考慮すべき要素には、以下のものがあるが、これらに限定されない。
- (a) 保有者の権利行使を妨げる何らかの障害（経済的又はその他の）があるかどうか。そのような障害の例としては、次のものがある。
 - (i) 保有者の権利行使を妨げる（又は抑制する）財務的なペナルティ及びインセンティブ
 - (ii) 保有者の権利行使を妨げる（又は抑制する）財務的な障害を生じさせる行使価格又は転換価格
 - (iii) 権利行使の可能性を低くする契約条件（行使の時期を狭く限定する条件など）
 - (iv) 投資先の設立文書又は適用可能な法令の中に、保有者に権利行使を認める明示的で合理的なメカニズムがないこと
 - (v) 権利の保有者が、当該権利の行使に必要な情報を取得できないこと
 - (vi) 保有者の権利行使を妨げる（又は抑制する）運営上の障害又はインセンティブ（例えば、専門的なサービス又は現職の管理者が提供しているサービス若しくは財務支援を提供する意思又は能力のある他の管理者がいないこと）
 - (vii) 保有者の権利行使を妨げる法律上又は規制上の要求（例えば、外国投資家はその権利の行使を禁止されているなど）
 - (b) 権利行使に複数の当事者の同意が必要な場合、又は権利を複数の当事者が保有している場合に、当該当事者が権利の共同行使を選択すればそうできる実際的な能力を与えるメカニズムがあるかどうか。そのようなメカニズムがないことは、権利が実質的でない可能性があるという指標となる。権利行使への同意が必要な当事者が多いほど、その権利が実質

的である可能性は低い。しかし、構成員が意思決定者から独立している取締役会が、多数の投資家が権利行使を共同で行うメカニズムとして機能する場合もある。したがって、独立の取締役会が行使できる解任権は、同じ権利を多数の投資家が個々に行使可能な場合よりも、実質的である可能性が高い。

- (c) 権利を保有している者が当該権利の行使により利益を享受するかどうか。例えば、投資先の潜在的議決権の保有者（B47 項から B50 項参照）は、当該金融商品の行使又は転換価格を考慮しなければならない。潜在的議決権の諸条件が実質的である可能性が高いのは、潜在的議決権がイン・ザ・マネーであるか又は投資者が他の理由で（例えば、投資者と投資先の間でのシナジーの実現によって）潜在的議決権の行使又は転換により利益を享受する場合である。

B24 権利が実質的であるためには、関連性のある活動の指図に関する決定が必要なときに行使可能であることも必要である。通常、実質的であるためには、権利は現在行使可能である必要がある。しかし、場合によっては、現在行使可能でなくても、権利は実質的なものとなり得る。

B25 他の当事者が行使可能な実質的な権利により、投資者が、当該権利に係る投資先を支配することを妨げられる可能性がある。そのような実質的な権利は、その権利の保有者が意思決定を開始する能力を有していることを要しない。単なる防御的な権利（B26 項から B28 項参照）でない限り、他の当事者が有する実質的な権利は、関連性のある活動に関する決定を承認又は阻止する現在の能力を保有者に与えるだけの場合であっても、投資者が投資先を支配することを妨げる可能性がある。

潜在的議決権

B47 支配を評価する際に、投資者は自らの潜在的議決権と他の者が保有している潜在的議決権とを考慮して、自らがパワーを有しているかどうかを決定する。潜在的議決権とは、投資先の議決権を獲得する権利である。例えば、転換金融商品又はオプションから生じるものであり、先渡契約から生じるものも含まれる。それらの潜在的議決権は、その権利が実質的である場合にのみ考慮される（B22 項から B25 項参照）。

B48 潜在的議決権を考慮する際に、投資者は、当該金融商品の目的及び設計を、投資者が企業に対して有している他の関与の目的及び設計とともに、考慮しなければならない。これには、当該金融商品の契約条件のほか、投資者がそうした契約条件に合意した明白な予想、動機及び理由が含まれる。

B49 投資者が、投資先の活動に関する議決権又は他の意思決定権も有している場合には、投資者は、それらの権利が、潜在的議決権との組合せにより、投資者にパワーを与えているかどうかを評価する。

B50 実質的な潜在的議決権だけで、又は他の権利との組合せにより、投資者に関連性のある活動を指図する現在の能力を与え得る。例えば、投資者が投資先の議決権の 40% を保有し、B23 項に従って、さらに 20% の議決権を取得するオプションにより生じる実質的な権利も保有している場合には、それに該当する可能性が高い。

潜在的議決権

B89 潜在的議決権又は潜在的議決権を含んだ他のデリバティブが存在する場合には、連結財務諸表の作成の際に親会社と非支配持分に配分する純損益の割合は、現在の所有持分のみに基づいて決定し、潜在的議決権及び他のデリバティブの行使又は転換の可能性は反映

しない。ただし、B90 項が適用される場合を除く。

- B90 状況によっては、企業は実質的に、所有持分に関連するリターンへのアクセスが与えられる取引の結果として、現在の所有持分を有している。そうした状況では、連結財務諸表の作成の際に親会社と非支配持分に配分する割合は、現時点で企業にリターンへのアクセスを与えている潜在的議決権及び他のデリバティブの最終的な行使を考慮に入れて決定する。
- B91 IFRS 第 9 号は、連結される子会社に対する持分には適用されない。潜在的議決権を含んだ金融商品が、実質上、子会社に対する所有持分に関連するリターンへのアクセスを現時点で与えている場合には、当該金融商品は IFRS 第 9 号の要求事項の対象とならない。他のすべての場合には、潜在的議決権を含んだ金融商品は、IFRS 第 9 号に従って会計処理する。